

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項 (平成 18 年 12 月 14 日食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第 3 条第 2 項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」こととされている。

この規程に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

○ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」において、今後検討すべき内容として以下の諸課題が掲げられたことも踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開について議論し、意見を取りまとめる。

- ・ リスクコミュニケーションの検証
- ・ 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方
- ・ 地方自治体との協力
- ・ 諸外国との連携
- ・ 食育